

入札保証金について

新潟県財務規則第 41 条に基づき、入札に参加しようとする者は入札保証金として入札に参加しようとする者の見積もる契約希望金額の 100 分の 5 に相当する金額以上の金額を納付しなければなりません。

例：見積り金額（＝入札書に記載する金額）が 100 万円であるならば、契約希望金額は消費税 10% を加算し 110 万円となります。

この場合の入札保証金は、

$$1,100,000 \text{円} \times 5 / 100 = 55,000 \text{円}$$

により、55,000 円以上の金額ということになります。

※ 1 円でも下回った場合は、入札に参加できません。

入札保証金は、

- (1) 現金
- (2) 金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和 29 年法律第 195 号）第 3 条に規定する金融機関をいう。）が振り出し、又は支払保証をした小切手（**自社振り出しの小切手は無効となります。**）

で納付してください。

ただし、新潟県財務規則第 42 条により、次の担保の提供によって代えることができます。

- (1) 無記名の国債又は地方債
- (2) 特別の法律により設置された法人の発行する債券
- (3) 金融機関の保証

また、新潟県財務規則第 43 条により、入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき（保険証書の提出）は、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができます。

入札保証金は、入札に参加する委託業務の名称、入札者の商号又は名称及び金額を明記した封筒に入れて提出してください。